

7 社会保険適用時処遇改善コース内訳（手当等支給メニュー）

①	特定適用事業所、任意特定適用事業所のいずれかに該当する場合は該当する内容にチェックを、いずれにも該当しない場合はいずれでもないにチェックをしてください。（※第4面「記入上の注意」1参照）	<input type="radio"/> 特定適用事業所 <input type="radio"/> 任意特定適用事業所 <input type="radio"/> いずれでもない
②	対象労働者は、本来、社会保険の加入要件を満たす条件で雇い入れる予定であったにもかかわらず、本助成金を申請する目的で、賃金又は週所定労働時間を一定期間減じた者では無い。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
③	対象労働者は、新たに社会保険の被保険者となる以前に、既に社会保険の被保険者要件を満たしていた者では無い。（社会保険被保険者としての資格取得に関する事務手続きに遅滞があった訳ではない。）	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
④	対象労働者は、新たに社会保険の被保険者となる日の前日から起算して2年前の日（当該日時時点で雇用していない場合は雇い入れた日）から、社会保険に加入していない者である。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
⑤	対象労働者が、本申請事業主又は取締役の3親等以内の親族に含まれるかどうか。（含まれる場合は、該当する対象労働者について、⑧欄「3親等以内親族」の列に「○」を記入してください。）	<input type="radio"/> 含まれない <input type="radio"/> 含まれる
⑥	対象労働者に対して、社会保険適用に際して講じる措置（労働者負担分の社会保険料相当の手当を一定期間支給し、その後、手取りが減少しないよう措置を講じること）について、説明している。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
事業主確認欄 記載内容について間違いのないことを確認しました ※ 記載内容に虚偽が発覚した場合、助成金の不正受給として事業所名公表や刑事告発等を行う場合がありますので、記載内容に誤りがないか、必ずご確認ください。 申請代理人が不正受給に関与した場合や不正の事実を知って黙認した場合、申請代理人に返還の連帯債務を負っていただきます。		
令和 年 月 日 （事業主名）※法人名及び事業主の氏名（個人事業主の場合は事業主の氏名のみ） （代理人又は事務代理者・提出代行者の場合のみ） 令和 年 月 日 （代理人・事務代理者・提出代行者）		

⑦ 支給申請額 該当する申請内容の項目に、対象労働者数を入力し、企業規模を選択してください。

以下の対象労働者の詳細については、第2面に記載してください。

<社会保険の被保険者とした日以降の1年間、一時的に支給する手当等を支給した労働者>

【第1期（1か月目～6か月目）】

対象労働者 支給単価 支給申請額 (A)

中小企業 10万円
 大企業 7万5,000円

人 × = 円

【第2期（7か月目～12か月目）】

対象労働者 支給単価 支給申請額 (B)

中小企業 10万円
 大企業 7万5,000円

人 × = 円

<2年目（第3期）に引き続き、一時的に支給する手当等を支給した労働者>

【第3期（13か月目～18か月目）】

対象労働者 支給単価 支給申請額 (C)

中小企業 10万円
 大企業 7万5,000円

人 × = 円

<2年目（第3期）に前倒して、基本給等の単価を18%以上増額させる措置を講じた労働者>

【第3期（13か月目～18か月目）】

対象労働者 支給単価 支給申請額 (C')

中小企業 30万円
 大企業 22万5,000円

人 × = 円

<2年目（第4期）に引き続き、一時的に支給する手当等を支給した労働者>

【第4期（19か月目～24か月目）】

対象労働者 支給単価 支給申請額 (D)

中小企業 10万円
 大企業 7万5,000円

人 × = 円

<3年目（第5期）に、基本給等の総支給額を18%以上増額させる措置を講じた労働者>

【第5期（25か月目～30か月目）】

対象労働者 支給単価 支給申請額 (E)

中小企業 10万円
 大企業 7万5,000円

人 × = 円

支給申請合計額 (A) + (B) + (C) + (C') + (D) + (E) =

円

7 社会保険適用時処遇改善コース内訳（併用メニュー）

①	特定適用事業所、任意特定適用事業所のいずれかに該当する場合は該当する内容にチェックを、いずれにも該当しない場合はいずれでもないにチェックをしてください。（※第4面「記入上の注意」1参照）	<input type="radio"/> 特定適用事業所 <input type="radio"/> 任意特定適用事業所 <input type="radio"/> いずれでもない
②	対象労働者は、本来、社会保険の加入要件を満たす条件で雇い入れる予定であったにもかかわらず、本助成金を申請する目的で、賃金又は週所定労働時間を一定期間減じた者では無い。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
③	対象労働者は、新たに社会保険の被保険者となる以前に、既に社会保険の被保険者要件を満たしていた者では無い。（社会保険被保険者としての資格取得に関する事務手続きに遅滞があった訳ではない。）	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
④	対象労働者は、新たに社会保険の被保険者となる日の前日から起算して2年前の日（当該日時時点で雇用していない場合は雇い入れた日）から、社会保険に加入していなかった者である。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
⑤	対象労働者が、本申請事業主又は取締役の3親等以内の親族に含まれるかどうか。（含まれる場合は、該当する対象労働者について、⑧欄「3親等以内親族」の列に「○」を記入してください。）	<input type="radio"/> 含まれない <input type="radio"/> 含まれる
⑥	対象労働者に対して、社会保険適用に際して講じる措置（労働者負担分の社会保険料相当の手当を一定期間支給し、その後、手取りが減少しないよう措置を講じること）について、説明している。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
<p>事業主確認欄</p> <p>記載内容について間違いのないことを確認しました ※ 記載内容に虚偽が発覚した場合、助成金の不正受給として事業所名公表や刑事告発等を行う場合がありますので、記載内容に誤りがないか、必ずご確認ください。 申請代理人が不正受給に関与した場合や不正の事実を知っていて黙認した場合、申請代理人に返還の連帯債務を負っていただきます。</p> <p>令和 年 月 日 （事業主名） ※法人名及び事業主の氏名（個人事業主の場合は事業主の氏名のみ） （代理人又は事務代理人・提出代行者の場合のみ） 令和 年 月 日 （代理人・事務代理人・提出代行者）</p>		

⑦ 支給申請額 該当する申請内容の項目に、対象労働者数を入力し、企業規模を選択してください。

以下の対象労働者の詳細については、第2面に記載してください。

<社会保険の被保険者とした日以降の1年間、一時的に支給する手当等を支給した労働者>

【第1期（1か月目～6か月目）】 → 【第2期（7か月目～12か月目）】

対象労働者	支給単価	支給申請額 (A)	対象労働者	支給単価	支給申請額 (B)
<input type="text"/> 人	<input type="radio"/> 中小企業 10万円 <input type="radio"/> 大企業 7万5,000円	= <input type="text"/> 円	<input type="text"/> 人	<input type="radio"/> 中小企業 10万円 <input type="radio"/> 大企業 7万5,000円	= <input type="text"/> 円

以下の対象労働者の詳細については、第3面に記載してください。

<社会保険の被保険者とした日以降の2年目に、週所定労働時間を延長した労働者>

【第3期（13か月目～18か月目）】

<1. 週所定労働時間を4時間以上延長した労働者> <2. 週所定労働時間を3時間以上4時間未満延長した労働者>

対象労働者	支給単価	支給申請額 (C)	対象労働者	支給単価	支給申請額 (D)
<input type="text"/> 人	<input type="radio"/> 中小企業 30万円 <input type="radio"/> 大企業 22万5,000円	= <input type="text"/> 円	<input type="text"/> 人	<input type="radio"/> 中小企業 30万円 <input type="radio"/> 大企業 22万5,000円	= <input type="text"/> 円

<3. 週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長した労働者> <4. 週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長した労働者>

対象労働者	支給単価	支給申請額 (E)	対象労働者	支給単価	支給申請額 (F)
<input type="text"/> 人	<input type="radio"/> 中小企業 30万円 <input type="radio"/> 大企業 22万5,000円	= <input type="text"/> 円	<input type="text"/> 人	<input type="radio"/> 中小企業 30万円 <input type="radio"/> 大企業 22万5,000円	= <input type="text"/> 円

支給申請合計額 (A) + (B) + (C) + (D) + (E) + (F) = 円

7 社会保険適用時処遇改善コース内訳（労働時間延長メニュー）

①	特定適用事業所、任意特定適用事業所のいずれかに該当する場合は該当する内容にチェックを、いずれにも該当しない場合はいずれでもないにチェックをしてください。（※第4面「記入上の注意」1参照）	<input type="radio"/> 特定適用事業所 <input type="radio"/> 任意特定適用事業所 <input type="radio"/> いずれでもない
②	対象労働者は、本来、社会保険の加入要件を満たす条件で雇い入れる予定であったにもかかわらず、本助成金を申請する目的で、賃金又は週所定労働時間を一定期間減じた者では無い。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
③	対象労働者は、新たに社会保険の被保険者となる以前に、既に社会保険の被保険者要件を満たしていた者では無い。（社会保険被保険者としての資格取得に関する事務手続きに遅滞があった訳ではない。）	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
④	対象労働者は、新たに社会保険の被保険者となる日の前日から起算して2年前の日（当該日時点で雇用していない場合は雇い入れた日）から、社会保険に加入していなかった者である。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
⑤	対象労働者が、本申請事業主又は取締役の3親等以内の親族に含まれるかどうか。（含まれる場合は、該当する対象労働者について、③欄「3親等以内親族」の列に「○」を記入してください。）	<input type="radio"/> 含まれない <input type="radio"/> 含まれる
⑥	対象労働者に対して、社会保険適用に際して講じる措置（労使合意に基づく労働時間の延長等の措置）について、説明している。	<input type="radio"/> はい <input type="radio"/> いいえ
<p>事業主確認欄</p> <p>記載内容について間違いのないことを確認しました ※ 記載内容に虚偽が発覚した場合、助成金の不正受給として事業所名公表や刑事告発等を行う場合がありますので、記載内容に誤りがないか、必ずご確認ください。 申請代理人が不正受給に関与した場合や不正の事実を知っていて黙認した場合、申請代理人に返還の連帯債務を負っていただきます。</p> <p>令和 年 月 日 （事業主名） ※法人名及び事業主の氏名（個人事業主の場合は事業主の氏名のみ）</p> <p>（代理人又は事務代理人・提出代行者の場合のみ）</p> <p>令和 年 月 日 （代理人・事務代理人・提出代行者）</p>		

⑦ 支給申請額 該当する申請内容の項目に、対象労働者数を入力し、企業規模を選択してください。

以下の対象労働者の詳細については、**第3面**に記載してください。

< 1. 週所定労働時間を4時間以上延長した労働者 >

< 2. 週所定労働時間を3時間以上4時間未満延長した労働者 >

対象労働者 人 × 支給単価

中小企業 30万円
 大企業 22万5,000円

= 支給申請額 (A) 円

対象労働者 人 × 支給単価

中小企業 30万円
 大企業 22万5,000円

= 支給申請額 (B) 円

< 3. 週所定労働時間を2時間以上3時間未満延長した労働者 >

< 4. 週所定労働時間を1時間以上2時間未満延長した労働者 >

対象労働者 人 × 支給単価

中小企業 30万円
 大企業 22万5,000円

= 支給申請額 (C) 円

対象労働者 人 × 支給単価

中小企業 30万円
 大企業 22万5,000円

= 支給申請額 (D) 円

支給申請合計額 (A) + (B) + (C) + (D) =

円

支給申請内容（メニュー、支給対象期）		
<input type="radio"/> 手当等支給メニュー	<input type="radio"/> 併用メニュー	第 期
新たに社会保険の被保険者とした日		本申請の支給対象期分の賃金を支給した日（第4面ご参照）
令和 年 月 日		令和 年 月 日

⑧	番号	氏名	雇用保険被保険者番号	一時的な手当等の金額が労働者負担分の 社会保険料未済の場合のみ記入					3親等 以内 親族	
				a 支給対象 期に適用さ れていた毎 月の標準報 酬月額	b 支給対象期中にaの改定があった場合は、改 定後の月額及び改定後月額の該当月数		c 支給対象 期に賞与の 支給があっ た場合は標 準賞与額			
				a以外の標準報酬月額	①	a以外の標準報酬月額	②			
対 象 労 働 者	1			円	円	か月	円	か月	円	
	2			円	円	か月	円	か月	円	
	3			円	円	か月	円	か月	円	
	4			円	円	か月	円	か月	円	
	5			円	円	か月	円	か月	円	
	6			円	円	か月	円	か月	円	
	7			円	円	か月	円	か月	円	
	8			円	円	か月	円	か月	円	
	9			円	円	か月	円	か月	円	
	10			円	円	か月	円	か月	円	
	11			円	円	か月	円	か月	円	
	12			円	円	か月	円	か月	円	
	13			円	円	か月	円	か月	円	
	14			円	円	か月	円	か月	円	
	15			円	円	か月	円	か月	円	
	16			円	円	か月	円	か月	円	
	17			円	円	か月	円	か月	円	
	18			円	円	か月	円	か月	円	
	19			円	円	か月	円	か月	円	
	20			円	円	か月	円	か月	円	
	21			円	円	か月	円	か月	円	
	22			円	円	か月	円	か月	円	
	23			円	円	か月	円	か月	円	
	24			円	円	か月	円	か月	円	
	25			円	円	か月	円	か月	円	

支給申請内容（メニュー、支給対象期）		
<input type="radio"/> 手当等支給メニュー <input type="radio"/> 併用メニュー	第	期
新たに社会保険の被保険者とした日		本申請の支給対象期分の賃金を支給した日（第4面ご参照）
令和 年 月 日	令和 年 月 日	

⑧	番号	氏名	雇用保険被保険者番号	一時的な手当等の金額が労働者負担分の 社会保険料未済の場合のみ記入				3親等 以内 親族		
				a 支給対象 期に適用さ れていた毎 月の標準報 酬月額	b 支給対象中にaの改定があった場合は、改 定後の月額及び改定後月額の該当月数		c 支給対象 期に賞与の 支給があっ た場合は標 準賞与額			
				a以外の標準報酬月額	a以外の標準報酬月額 ①	a以外の標準報酬月額 ②	標準賞与額			
対象労働者	1			円	円	か月	円	か月	円	
	2			円	円	か月	円	か月	円	
	3			円	円	か月	円	か月	円	
	4			円	円	か月	円	か月	円	
	5			円	円	か月	円	か月	円	
	6			円	円	か月	円	か月	円	
	7			円	円	か月	円	か月	円	
	8			円	円	か月	円	か月	円	
	9			円	円	か月	円	か月	円	
	10			円	円	か月	円	か月	円	
	11			円	円	か月	円	か月	円	
	12			円	円	か月	円	か月	円	
	13			円	円	か月	円	か月	円	
	14			円	円	か月	円	か月	円	
	15			円	円	か月	円	か月	円	
	16			円	円	か月	円	か月	円	
	17			円	円	か月	円	か月	円	
	18			円	円	か月	円	か月	円	
	19			円	円	か月	円	か月	円	
	20			円	円	か月	円	か月	円	
	21			円	円	か月	円	か月	円	
	22			円	円	か月	円	か月	円	
	23			円	円	か月	円	か月	円	
	24			円	円	か月	円	か月	円	
	25			円	円	か月	円	か月	円	

支給申請内容（メニュー）	週所定労働時間を延長した日	本申請の支給対象期分の賃金を支給した日（第4面ご参照）
<input checked="" type="radio"/> 労働時間延長メニュー <input type="radio"/> 併用メニュー	令和 年 月 日	令和 年 月 日

⑧	番号	氏名	雇用保険被保険者番号	a 延長前 平均実労働 時間	b 延長後 所定労働時 間	c 延長時間 数 (b-a)	【cが4時間未満の場合のみ記入】			3親等 以内 親族
							d 延長前の 基本給	e 延長後の 基本給	f 昇給率 (e-d)/d	
対象労働者	1			時間	時間	時間	円	円	%	
	2			時間	時間	時間	円	円	%	
	3			時間	時間	時間	円	円	%	
	4			時間	時間	時間	円	円	%	
	5			時間	時間	時間	円	円	%	
	6			時間	時間	時間	円	円	%	
	7			時間	時間	時間	円	円	%	
	8			時間	時間	時間	円	円	%	
	9			時間	時間	時間	円	円	%	
	10			時間	時間	時間	円	円	%	
	11			時間	時間	時間	円	円	%	
	12			時間	時間	時間	円	円	%	
	13			時間	時間	時間	円	円	%	
	14			時間	時間	時間	円	円	%	
	15			時間	時間	時間	円	円	%	
	16			時間	時間	時間	円	円	%	
	17			時間	時間	時間	円	円	%	
	18			時間	時間	時間	円	円	%	
	19			時間	時間	時間	円	円	%	
	20			時間	時間	時間	円	円	%	
	21			時間	時間	時間	円	円	%	
	22			時間	時間	時間	円	円	%	
	23			時間	時間	時間	円	円	%	
	24			時間	時間	時間	円	円	%	
	25			時間	時間	時間	円	円	%	

支給申請内容（メニュー）	週所定労働時間を延長した日	本申請の支給対象期分の賃金を支給した日（第4面ご参照）
<input checked="" type="radio"/> 労働時間延長メニュー <input type="radio"/> 併用メニュー	令和 年 月 日	令和 年 月 日

⑧	番号	氏名	雇用保険被保険者番号	a 延長前 平均実労働 時間	b 延長後 所定労働時 間	c 延長時間 数 (b-a)	【cが4時間未満の場合のみ記入】			3親等 以内 親族
							d 延長前の 基本給	e 延長後の 基本給	f 昇給率 (e-d)/d	
対象労働者	1			時間	時間	時間	円	円	%	
	2			時間	時間	時間	円	円	%	
	3			時間	時間	時間	円	円	%	
	4			時間	時間	時間	円	円	%	
	5			時間	時間	時間	円	円	%	
	6			時間	時間	時間	円	円	%	
	7			時間	時間	時間	円	円	%	
	8			時間	時間	時間	円	円	%	
	9			時間	時間	時間	円	円	%	
	10			時間	時間	時間	円	円	%	
	11			時間	時間	時間	円	円	%	
	12			時間	時間	時間	円	円	%	
	13			時間	時間	時間	円	円	%	
	14			時間	時間	時間	円	円	%	
	15			時間	時間	時間	円	円	%	
	16			時間	時間	時間	円	円	%	
	17			時間	時間	時間	円	円	%	
	18			時間	時間	時間	円	円	%	
	19			時間	時間	時間	円	円	%	
	20			時間	時間	時間	円	円	%	
	21			時間	時間	時間	円	円	%	
	22			時間	時間	時間	円	円	%	
	23			時間	時間	時間	円	円	%	
	24			時間	時間	時間	円	円	%	
	25			時間	時間	時間	円	円	%	

支給申請期間

以下の支給対象期分の賃金を支給した日（※）の翌日から起算して2か月以内に申請してください。

【手当等支給メニュー】

- （第1期支給対象期） 社会保険適用時の処遇改善を行った場合であって、対象労働者を新たに社会保険の被保険者とした後6か月間
- （第2期～第5期支給対象期） 直近前回の支給対象期後6か月間

【併用メニュー】

- （第1期支給対象期） 社会保険適用時の処遇改善を行った場合であって、対象労働者を新たに社会保険の被保険者とした後6か月間
- （第2期支給対象期） 第1期の支給対象期後6か月間
- （第3期支給対象期） 第2期の支給対象期後6か月間

【労働時間延長メニュー】

対象労働者の週所定労働時間を延長した後6か月間

※新たに社会保険の被保険者とした日又は週所定労働時間を延長した日が賃金締切日の翌日でない場合は、当該日以降の最初の賃金締切日後6か月間分の賃金を支給した日となります。また、就業規則等の規定により、時間外手当を実績に応じ基本給等とは別に翌月等に支給している場合、6か月分の時間外手当が支給される日を賃金を支給した日とします（時間外勤務の実績がなく、結果として支給がない場合を含みます。）。

記入上の注意

この様式は、次の点に注意して記入してください。

- ①欄については、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年法律第62号）附則第17条第1項に規定する特定適用事業所（いわゆる従業員10人以上企業）に該当する場合には「特定適用事業所」にチェックをしてください。公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第17条第5項の申出をし、任意特定適用事業該当通知書の交付を受けた事業所に該当する場合には「任意特定適用事業所」にチェックをしてください。
- ⑤欄における3親等以内の親族とは、民法（明治29年法律第89号）第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいいます。
- 事業主確認欄は、記載の内容について誤りがないことを確認し、事業主の氏名を記載してください。なお、社会保険労務士等による代理人等の場合は、当該代理人等についても氏名を記載してください。
- ⑦欄は、措置を講じたメニュー、取組内容を確認の上、支給申請額及びそれに関係する事項等について記入してください。
- ⑧欄について、【手当等支給メニュー】又は【併用メニュー（1年目（第1期及び第2期））】の取組を行った場合は第2面、【労働時間延長メニュー】又は【併用メニュー（2年目（第3期））】の取組を行った場合は第3面に、対象労働者について記入してください。
- 第2面について、支給申請を行う支給対象期において、対象労働者に実施した措置に応じて、記入してください。
「a 支給対象期に適用されていた毎月の標準報酬月額」は、申請を行う支給対象期（6か月）に適用されていた毎月の標準報酬月額を記入してください。
「b 支給対象期中にaの改定があった場合は、改定後の月額及び改定後月額の該当月数」は、定時決定等によって標準報酬月額に変動があった場合に、その額及びその額が適用された月数を「a以外の標準報酬月額①」に記入してください。また、随時改定等によって、更に異なる標準報酬月額の適用を受けた場合は、その額及びその額が適用された月数を「a以外の標準報酬月額②」に記入してください。
「c 支給対象期に賞与の支給があった場合は標準賞与額」は、標準賞与額の計算方法に基づき、税引き前の賞与額から1千円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。
- 第3面について、「a 延長前平均実労働時間」で端数が生じた場合は、小数点以下を切り上げて記入してください。
「b 延長後所定労働時間」で端数が生じた場合は、小数点第2位以下を切り上げて記入してください。
「d 延長前の基本給」から「f 昇給率」までについては、「c 延長時間数」が4時間未満の場合に限り、記入してください。
「f 昇給率（%）」には、週所定労働時間延長後の基本給昇給率を小数第1位（小数第2位以下切捨て）まで記入してください。
- 同欄の対象労働者が週所定労働時間の延長を行った事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（民法第725条第1号に規定する血族のうち3親等以内の者、同条第2号に規定する配偶者及び同条第3号に規定する姻族をいう。）に該当する場合には、「3親等以内親族」に○を記入してください。
- 同欄の対象労働者を記入する用紙が不足する場合（26人以上の場合、措置を講じた日又は支給対象期分の賃金を支給した日が異なる場合は、様式第3号（別添様式7）第2面及び第3面の各縦紙に記載し、本紙に添付してください）。

添付書類

本支給申請を行う場合は、支給申請書（様式第3号）及び本様式（別添様式7）に、次の書類（原本又は写し）を添付してください。

1 共通

- イ 支給要件確認申立書
- ロ 支払方法・受取人住所届
- ハ 雇用契約書又は労働条件通知書等（船員法（昭和22年法律第100号）第32条の規定により船員に対して明示しなければならない書面を含みます。）は下表のとおりです。

	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
手当等支給メニュー	(うち、2年目18%増額)	A	B	C	
	(うち、3年目18%増額)	A	B	B	B+C
併用メニュー	A	B	C		
労働時間延長メニュー	C				

A：新たに社会保険の適用を受ける前後の雇用契約書等
B：支給対象期に適用されていた雇用契約書等（Aと全て同様の場合は添付不要）（有期雇用契約の場合で、労働条件に変更が無い場合であっても当該支給対象期に契約更新がある場合には、更新時に交付した雇用契約書等）
C：基本給等の増額又は週所定労働時間の延長前後の雇用契約書等
B+C：第5期支給対象期に18%増額の措置が図られていることの確認のため、当該措置内容がわかる、第5期支給対象期の当初に交付した雇用契約書等を併せて添付してください。

- ニ 対象労働者の賃金台帳又は船員法第58条の2に定める報酬支払簿
 - ・第1期支給対象期：社会保険の適用前後6か月分（【手当等支給メニュー】及び【併用メニュー】）又は労働時間延長前後6か月分（【労働時間延長メニュー】）
 - ※社会保険の適用を受けた（労働時間を延長した）日の前日から6か月前までの賃金にかかる分、及び社会保険の適用を受けた（労働時間を延長した）日から6か月経過する日までの賃金にかかる分
 - ・第2期支給対象期以降：各支給対象期の初日から起算して6か月分（各支給対象期の初日から起算して6か月が経過する日までの賃金にかかる分）
- ホ ニの賃金台帳又は報酬支払簿において、出勤日数及び労働時間数が確認できない場合
対象労働者の出勤簿、タイムカード又は船員法第67条に定める記録簿等出勤状況が確認できる書類
 - ・第1期支給対象期：社会保険の適用前後6か月分（【手当等支給メニュー】及び【併用メニュー】）又は労働時間延長前後6か月分（【労働時間延長メニュー】）
 - ・第2期支給対象期以降：当該支給対象期の初日から起算して6か月分
- ヘ 特定適用事業所（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第17条第1項に規定する特定適用事業所）である場合は、特定適用事業所該当通知書
- ト 任意特定適用事業所（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律附則第17条第5項の申出をし、任意特定適用事業該当通知書の交付を受けた事業所である場合は、任意特定適用事業所該当通知書
- チ 【手当等支給メニュー】のうち、一時的に支給する手当等を1年間支給する場合は第3期支給対象期、2年間支給する場合は次期の処遇改善の取組として「一時的に支給する手当」を恒常的に支給する手当とする場合は第4期支給対象期にて、当該手当を恒常的に支給する旨を規定した就業規則等

2 中小企業事業主である場合（企業全体の常時使用する労働者の数により中小企業事業主に該当する場合）

事業所確認表（様式第4号）

なお、中小企業の範囲は下表のとおりです。

業種	資本金額又は出資額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者の数が50人以下
小売業（飲食店を含む）	資本金額又は出資額が5,000万円以下、又は常時雇用する労働者の数が50人以下
サービス業	5,000万円以下、又は 100人以下
卸売業	1億円以下、又は 100人以下
その他	3億円以下、又は 300人以下

申請に当たっての留意点

助成金の受給に当たっては各種要件がありますので、パンフレットをご覧ください、不明な点は本支給申請前に労働局にお問い合わせください。